

平成18年(2006年)2月2日

札幌市長 上田文雄様

札幌市長 上田文雄



仮称) 屯田・茨戸通環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの市長意見

標記の件について、札幌市環境影響評価条例第24条の規定に基づき、環境の保全の見地から、評価書の作成及び事業の実施にあたり、下記事項を遵守するよう意見を述べます。

記

仮称) 屯田・茨戸通に係る事業区域に存在するヤチダモを主体とする防風林は、景観資源や先人が植栽した開拓の足跡を示す歴史的資源としてのみならず、札幌市内の西北部にわずかに残された重要な自然環境としての価値が認められ、将来ともその保全が必要である。

また、ヤチダモ林においては、現在、植物、小動物、昆虫などの多様な動植物が生息、生育しており、当該地において将来ともそれらの減少を防ぎ保全する措置を講じる必要がある。

従って、仮称) 屯田・茨戸通に係る事業は、人々の生活環境の保全に適確に配慮した道路事業とすることはもちろんのこと、動植物に優しく自然と人々の共存が可能な、自然環境の保全に十分に配慮した道路が造られることを目指し、進められる必要がある。

については以下について配慮されたい。

1 防風林の保全について

- (1) 新たな伐採によりヤチダモ林の連続性を損なうことに対して、将来的に現在の防風林と同様の環境を形成しうる用地を確保し連続性を補うこと。
- (2) ヤチダモ林及びその生態系の保全のためには、新たな伐採を最小限にとどめるべきである。したがって林帯を横断し新設道路に接続する2路線については、その拡幅について再検討すること。
- (3) 既設の河川横断部において、林帯に枯れが確認されたことから、対象事業により新たに横断する箇所については、その対策を行うこと。

2 動植物の保全について

- (1) 道路の設置にあたっては、アカネズミなどの地表移動性動物や昆虫が移動できるよう、技術的工夫を施したボックスカルバートの設置などの措置を講じ、地表移動性動物や昆虫の保全に努めること。
- (2) ヤチダモ林には昆虫類も多種生息しており、鳥類の飛来も確認されていることから、道路に設置する街路灯からの照明については、昆虫類や鳥類の保護のため、できる限りの対策を実施すること。

3 道路交通騒音について

西茨戸地区など住宅地を通過する地域においては、騒音環境対策を十分に施し、かつ、モニタリングを行ない、環境基準の達成を確認すること。なお、遮音壁の設置にあたっては、交通安全及び景観にも配慮すること。

4 水質汚濁について

路面雨水については、濁水処理等対策を講じ、河川に対する汚濁負荷の低減に努めること。

5 景観について

道路高架擁壁及び騒音対策用遮音壁については、これら構造物の存在が周辺に及ぼす「威圧感」、「圧迫感」、「遮蔽感」などを極力軽減するために、設置される地区の特性に応じた色彩及びデザインなどに考慮した景観設計を行うこと。

6 事業時における調査について

自動車走行にともなう大気汚染、道路交通騒音については、事業の実施前後で確認を行うこと。

ハイタカやオオジシギ及びコウモリやカタツムリの貴重種について、その生息状況を事前に確認すること。

なお、これらを実施した時は、適宜その結果を審議会に報告し、適切な措置を講じること。

7 評価書記載項目について

遺跡、廃棄物処分場については現時点で把握している状況及びその対処について評価書に記載すること。

また、地盤沈下については、その対処について評価書に記載すること。